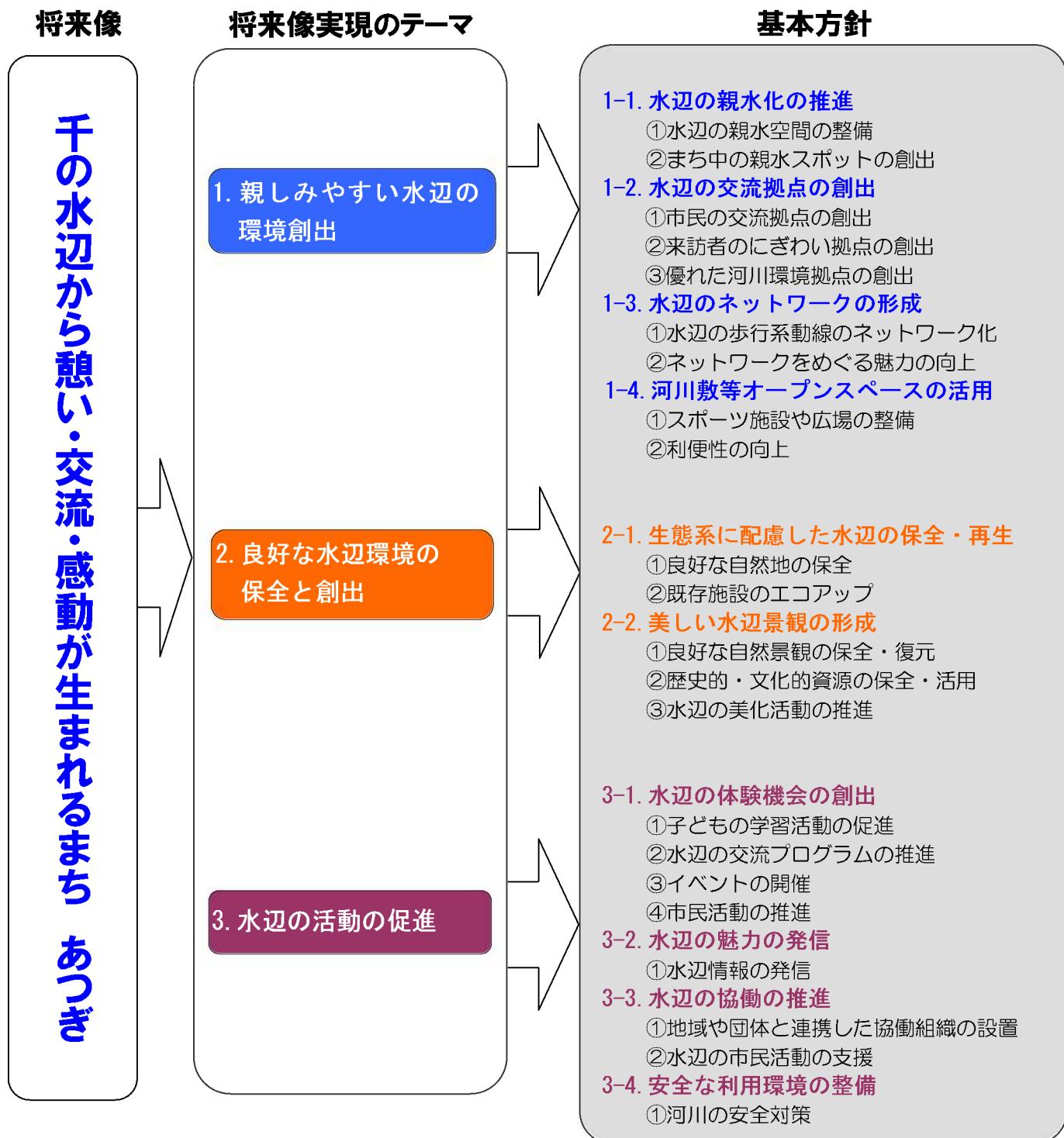


第3章 構想の実現方策

基本理念、将来像及び5つの水辺の将来イメージを踏まえた構想の実現方策として、将来像実現のテーマ及び基本方針を次のとおり設定します。

これらのテーマや基本方針は、大河川、中小河川、山間、田園、市街地の5つの水辺で共通して展開する取組とします。



1. 親しみやすい水辺の環境創出

水辺に近づきやすくする親水化や水辺の交流拠点整備、広域的な水辺ネットワークの整備などにより、市民や来訪者が本市の多様な水辺に親しめるようにします。

1-1. 水辺の親水化の推進

いきいきとした水の流れや生き物の鼓動、季節変化や日変化が感じができる親水性の高い水辺は、市民の暮らしにうるおいとやすらぎを与えてくれる環境として重要です。

このため、水辺の特性を活かしながら親水護岸整備や憩える空間整備、安全で魅力的なまち中の水辺スポット整備などにより、市民や来訪者が本市の多様な水辺にふれあうことができる場所を創出します。

① 水辺の親水空間の整備

水辺に人が憩える空間を創出するため、護岸の親水化を進めるとともに、水辺の散策路や休憩スポットを整備し、利用しやすい水辺環境を創出します。

② まち中の親水スポットの創出

人々の往来が多い、駅前や公園、歩行空間に噴水やせせらぎを整備し、水のまち厚木を特徴づけます。

1-2. 水辺の交流拠点の創出

本市全体のうるおいある都市空間づくりに当たっては、水辺の自然あふれる空間及び水辺と親しむ空間のそれぞれを活かした交流空間づくりが重要です。これらの交流空間が水辺ふれあい利用の核(施設)となることで、日頃水辺に近づく機会のない市民にも水辺の魅力に気付いてもらうことが期待されます。

このため、市民や来訪者が集い交流する河川沿いの市民公園や観光拠点などの交流拠点づくりを進めるとともに、昔ながらの河川敷の創出による優れた自然との交流拠点も加え、それらをルートでつなぐことによって、回遊ルートとしての水辺ネットワークの魅力向上を図ります。

① 市民の交流拠点の創出

相模川や中津川といった本市を代表する河川を中心に、多くの市民が集う水辺の交流拠点となる公園を整備し、水辺や水面の利用を促進します。

② 来訪者のにぎわい拠点の創出

飯山や七沢のように市内外の人々が集う観光スポットに親水性を向上させる整備を行い、水辺を観光の魅力として活用します。

③ 優れた河川環境拠点の創出

昔ながらの河川敷をとりもどし、希少生物の保護を含め、動植物の生息と人の共存ができるような方法により、人々が恵まれた自然を満喫できる拠点づくりを目指します。

1-3. 水辺のネットワークの形成

相模川、中津川、荻野川、小鮎川、恩曾川、玉川などの河川は、市全域に枝状に広がる水と緑の軸であり、都市生活にうるおいとやすらぎを与えてくれる空間として重要です。

このため、これらの河川を始め、滝や沢、湧水地、調整池、農業用水路など本市の多様な水辺を結ぶ歩行系動線を整備し、水辺の散策やジョギング、サイクリングなどが楽しめるルートのネットワーク形成を図ります。

① 水辺の歩行系動線のネットワーク化

市内全域に広がる中小河川を中心に川沿いの歩行系動線をネットワーク化し、広域的な水と緑の回廊を形成します。また、ネットワーク形成に当たっては、河川近隣の水辺との連続化にも配慮します。

② ネットワークをめぐる魅力の向上

ネットワーク上にサイン、案内板、休憩施設を整備し、快適な利用環境を整え、市全域でアメニティ空間としての環境整備を進めます。

1-4. 河川敷等オープンスペースの活用

相模川や中津川の空間的な広がりをもった河川敷や市内に点在する雨水遊水池は、市街地近隣に残された貴重なオープンスペースであり、少年野球やターゲットバードゴルフなどの広いグラウンド面積を必要とするスポーツ施設としての利用やバーベキューなどの開放的空間での野外レクリエーション利用の広場としての期待が高まっています。

このため、水辺の自然との共存を図りながら、市民の健康増進やレクリエーションの促進を図る用地として河川敷などの利用を進めます。

① スポーツ施設や広場の整備

相模川、中津川の広がりある河川空間や雨水遊水池を利用し、スポーツ広場や多目的広場を整備します。これらの整備に当たっては、優れた自然環境を保全し、緑化の推進・連續化など自然度向上に配慮していきます。

② 利便性の向上

相模川、中津川の河川敷のうち、特に利用が集中する箇所については、駐輪場や休憩施設、トイレなどを整備し、快適な利用環境を提供します。

2. 良好的な水辺環境の保全と創出

本市の水辺の中でも特に良好な自然地を保全するとともに、既存の水辺のエコアップを進め、生態環境の向上を図ります。また、美しい水辺を景観資源として守り育てます。

2-1. 生態系に配慮した水辺の保全・再生

大河川、中小河川、溪流、湧水、ため池、農業用水路などの水辺では、それぞれの環境特性にあった多くの生物が育まれています。

このため、水辺の整備に当たっては、人の利用の側面のみならず生物の生息空間の保全にも配慮し、ビオトープづくり、多自然化及びまとまりある自然地の保全を進め、地域の生態系ネットワークを生物の生息に適した環境へと改善します。

① 良好的な自然地の保全

特に良好な自然地を有する水辺については、周辺の水と緑との連続性に配慮しつつ保全を図ります。また、それらの水辺を本市の宝として顕在化させ人々に周知するため、水辺の指定などの取組を進めます。

また、水質汚濁の防止については、水質汚濁防止法第15条に基づき、市内主要4河川の各1箇所について、毎月4回の水質などの調査を実施しています。さらに常時監視を補足するため、市内の河川・水路など14水域の計24箇所について、月1回の水質などの調査を実施しています。

② 既存施設のエコアップ（自然度向上）

河川、調整池の多自然化整備や在来植生に配慮した緑化、学校などの公共施設の水辺ビオトープ整備により、本市の生態系ネットワークの自然度を高めます。

また、市街地では、雨水タンクの設置による雨水利用や地下浸透などを促進し、農業水利施設や雨水排水路のエコアップ、相模川などの河川に流下している雨水など排水の水質改善対策が望されます。

2-2. 美しい水辺景観の形成

美しい水辺景観の形成は、市民の郷土愛の醸成や心の癒しといった側面だけにとどまらず、来訪者への観光地としてのPRという側面からも重要です。小学生アンケートにおいても、4割弱の小学生は、水辺がきたないと認識しています。

このため、都市軸となる河川沿いの緑地の保全、河川の美化活動の促進などにより、本市を特徴づける美しい水辺景観を維持・創出していきます。

① 良好的な自然景観の保全・復元

水辺の絶滅危惧種の保全や在来植生への転換に配慮した水辺の樹林地の保全、ヒューマンスケールに配慮した構造物の整備などより、水辺の良好な自然景観の保全・復元を図るとともに、それらの水辺を本市の宝としてPRし、市民に広く周知します。

② 歴史的・文化的資源の保全・活用

ため池や堰などまちの発展を支えてきた歴史的水利施設や水辺の伝統行事などの歴史的・文化的資源を、本市の宝としてPR及び市民に広く周知し、それらを維持してきた地域の仕組みを一体的に保全するとともに、水辺の体験学習の教材などに活用することにより、後世への継承を図ります。

③ 水辺の美化活動の推進

市民との協働による水辺の清掃活動や花畠づくりなどの美化活動を進めるとともに、ゴミや土砂などの不法投棄に対する監視を強化し、美しく心地よい水辺環境の維持に努めます。

3. 水辺の活動の促進

水辺で取り組まれる体験活動や学習活動の支援、水辺を知ってもらうための情報発信、協働の仕組みの構築、安全な利用環境の構築により、水辺の活動の活性化を図ります。

3-1. 水辺の体験機会の創出

水辺は、多様な動植物が生育することから、とりわけ自然学習に恵まれた所であるとともに、各種レクリエーションや文化・芸術の題材など様々な機能を有しています。また、人々の遊びや知的創造活動にとって格好の場所でもあります。

このため、子ども達の水辺での学習活動の支援や生涯学習などによる農地や河川での自然とのふれあい機会の創出、水辺を会場・題材としたイベントや体験プログラムの整備などを通じて水辺の利用促進を図っていきます。

① 子どもの学習活動の促進

学校教育を始め、子ども達が水辺について学習する機会を創出するとともに、安全で利用しやすい水辺の環境整備を進めます。また、指導者の発掘、育成などに取り組みます。

② 水辺の交流プログラムの推進

自然観察や農業体験、市内の水辺探訪など市民が水辺に親しむ交流体験プログラムを実施し、水辺の魅力を伝えます。

③ イベントの開催

市民・来訪者が水辺に集うイベントを開催し、交流空間としての水辺の価値を顕在化し、市民の水辺への誇りと愛着意識の醸成を図ります。

④ 市民活動の推進

河川などを利用した市民活動は、水辺の大切さを学ぶ機会となり、また、開放感を与えてくれます。今後、市民と水辺をつなぐ活動は、更に発展することが期待されます。

現在行われている水辺に係わる主な地域活動は、次のとおりです。

- ・あつぎふるさと散歩道整備計画 <場所：小鮎川 第2鮎津橋上流>
- ・自然に親しむ会 <場所：蟹淵川>
- ・子ども魚つかみどり大会 <場所：小鮎川荻野川合流点下流>
- ・河川美化運動 <場所：荻野川 銅座橋周辺>
- ・おもしろ体験活動（川はともだち） <場所：小鮎川 栗矢橋周辺>

- ・あつぎ飯山あやめ祭り 〈場所：あやめの里 久保橋周辺〉
 - ・愛甲地区つかみどり大会 〈場所：玉川 柳橋上流〉
 - ・憩いの場整備計画 〈場所：玉川 籠堰橋～船子橋〉
 - ・玉川清掃ボランティア（玉川をきれいにし隊） 〈場所：玉川 小野児童館前～槇学橋〉
 - ・地域子ども教室推進事業「川はともだち」 〈場所：榎田川〉
- ※以上の地域活動の詳細は、資料編7.地域活動調書を参照してください。

3-2. 水辺の魅力の発信

山間部の溪流から相模川の大河川まで連なる本市の水辺は、市民のみならず来訪者にとっても、四季の散策、野生生物観察、釣り、スポーツなどでの楽しみを与えてくれる貴重な空間です。このような本市の水辺及びそこでの活動の魅力を、インターネットや観光パンフレット、地域情報誌、案内板などを通じて広く情報発信し、水辺利用の促進を図ります。

① 水辺情報の発信

季節ごとの水辺の魅力や活動情報をインターネット、広報誌、観光ガイドなどを通じて情報提供します。また、水辺を探訪するツールの提供による水辺利用を促進するため、(仮称)あつぎ水辺マップの作成研究を進めます。

3-3. 水辺の協働の推進

快適な水辺環境の保全・創出や魅力ある水辺のふれあい活動を推進するためには、行政ばかりでなく市民一人ひとりの理解と主体的な協力が必要です。

このため、先に掲げた水辺のふれあい活動の推進に当たっては、企画・運営・管理など様々な側面で市民が主体的に参画できる協働の仕組みづくりを進めます。

① 地域や団体と連携した協働組織の設置

水辺の保全活動、環境整備、体験学習の実施など、幅広い分野において市民との協働の取組を推進します。

また、地域のリーダーが主体となり市民が自主的に活動できる組織づくりを推進します。

② 水辺の市民活動の支援

水辺で取り組まれている自然保護活動や環境保全活動などの地域貢献活動、子ども達の学習活動を積極的に支援します。また、まち美化パートナー制度を活用し、市民活動を広めて

いきます。

3-4. 安全な利用環境の整備

水辺は、憩い、スポーツ、自然とのふれあい等、市民にとって身近な場所であるとともに、利用方法によっては危険も潜んでいる場所でもあり、日常的な利用や川遊びの最中に予期せぬ事故が発生することがあります。

近年、神奈川県内では多量の降雨による急激な河川流量の増加により、河川利用者の死亡事故が起きています。

こうした中、国・県・地域との連携のもと、水難事故防止のための情報提供の充実や河川の安全対策を図り、事故の未然防止を徹底します。また、実際に水難事故が発生した際に備え、関係機関が連携した人命救助のための迅速な初動体制や救出体制が確立されていますが、今後、本構想を踏まえ、更に安全な利用環境の充実を図っていく必要があります。

① 河川の安全対策

- 河川利用者への情報提供の充実

国や県との連携のもと、河川内に立ち入る方の安全な利用のため、急激な水位上昇に対する水難事故防止情報の充実を図るとともに、水難事故多発箇所については、注意喚起の徹底を図り、親水護岸のように人が川の流れに近づく箇所は、安全性の再確認や注意看板等を設置する必要があります。

- 河川利用者への安全対策

安全対策としては、水難事故等の恐れのある箇所や河川護岸の勾配が五分勾配以上などの危険箇所は、防護柵や危険サイン等の設置を講じる必要があります。

- 災害時の救出体制の強化

水難事故における人命救助のため、警察署、消防署、地元関係機関と連携した事故発生時の迅速な初動体制が確立されており、水難訓練等を実施しています。

水難事故が起きた場合の初動体制を強化させるためには、その所在地が分かりやすくなるような仕組みをつくり上げることが望まれます。

＜水辺の安全対策の現状＞

地域防災計画

地域防災計画に基づき、厚木市消防風水害警備計画や厚木市消防水難救助活動要綱及び厚木市消防航空特別応援要請要領により、救出体制を整えています。

また、都市型水害や洪水対策として、城山ダムや宮ヶ瀬ダムの洪水調整機能がありますが、その他、洪水調整池や雨水貯留・浸透施設の設置を推進しています。

今後、日常の所管施設の維持修繕や堤防などの水害予防施設の改修を推進させ、災害時情報の収集・提供システムを構築していく必要があります。

＜河川における安全対策の取組状況＞

●市

定期パトロールは、車両と徒步により月1回実施しています。また、夏季の河川利用が多い時期には、特別パトロールを実施するとともに、雨天等悪天候時には、危険箇所の確認を隨時行っています。

●県

相模川・中津川の定期パトロールは、ほぼ毎日、職員及び委託により実施しており、その他1級河川の定期パトロールは、車両と徒步により月4回実施しています。また、水位観測のため、各河川にテレメーターを設置し、警戒水位に達した場合は、消防本部へ通報するなど、関係機関と連携した安全対策を行っています。

●国

宮ヶ瀬ダムは、降雨時にサーチャージ水位まで貯水でき、貯水量や放流量は、随時ホームページで公開しています。累計降水量100mm以上の警報が出された場合は、ダム操作規則により警戒態勢の周知を通報期間内に行っています。

年2回実施するフラッシュ放流は、関係機関に事前に報告し、警戒設備による警報などを行い、さらに巡視員がパトロールを行い、河川利用者に注意を促しています。